

沖縄県立芸術大学部局長会規程

(平成2年6月7日評議会決定)

改正 平成6年7月21日
平成29年1月25日 学長決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学部局長会（以下「部局長会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 部局長会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 事務局長
- (5) 学生部長
- (6) 附属図書・芸術資料館長
- (7) 附属研究所長

(審議事項)

第3条 部局長会は、学長の諮問に応じ、全学的な立場において次の事項を審議する。

- (1) 部局等（学部、事務局、学生部、附属図書・芸術資料館及び附属研究所をいう。）の運営の連絡調整に関すること。
- (2) 評議会その他重要会議の原案作成に関すること。
- (3) その他大学の運営に関する必要な事項に関すること。

(会議)

第4条 学長は、会議を招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、前任の学部長が代理する。

第5条 構成員に事故あるときは、議長は代理者を出席させる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要に応じ、関係職員を会議に出席させ意見を徴することができる。

(庶務)

第7条 部局長会の庶務は、事務局において処理する。

附則

1 この規程は、平成2年6月7日から施行する。

2 沖縄県立芸術大学部局長会規程（昭和61年7月10日制定）は、廃止する。

附則（平成6年7月21日）

この規程は、平成6年7月21日から施行し、平成6年7月1日から適用する。

附則（平成29年1月25日部局長会議）

この規程は、平成29年3月22日から施行する。